

水戸市上下水道局設計業務等成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、水戸市上下水道局（以下「上下水道局」という。）が発注する建設工事に係る設計・監理及び測量・調査業務（以下「委託業務」という。）の契約の適正かつ効率的な履行並びに業務目的物の品質を確保するため、委託業務にかかる業務成績評定（以下「評定」という。）について、必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象となる業務)

第2条 評定は、上下水道局が発注する設計金額100万円を超える委託業務について行うものとする。ただし、水道総務課長が指定する委託業務については、評定を省略することができる。

(評定者)

第3条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 監督員（水戸市財務規則（平成7年水戸市規則第16号。以下「財務規則」という。）第147条第2項に規定する監督員をいう。以下同じ。）

(2) 検査員（財務規則第148条第2項に規定する検査員をいう。以下同じ。）

2 前項に規定する評定者ごとの評定点の配分比率は、監督員においては10分の6、検査員においては10分の4とする。

(評定方法)

第4条 評定は、委託業務ごと及び評定者ごとに、監督並び検査により確認した事項に基づき、評定者が的確かつ公平に行うものとする。

2 評定は、業務成績評定項目（別表第1）の各項目について、業務成績評定区分表（別表第2）に規定するところにより、設計・監理業務成績表（様式第4号）、測量・調査業務成績表（様式第5号）に評点を付すことにより評定を行うものとする。

3 監督員は、前項に規定する評点を付すときは、あらかじめ主管課長及び係長に協議するものとする。

4 検査員は、監督員の行った評定が著しく適正を欠くものと認めるときは、修正することができる。

5 評定項目のうち、委託業務の内容に該当しがたい項目があると認められるときは、監督員及び検査員の協議により評定を行うものとする。

(評定の決定)

第5条 評定は、評定者が付した評点の合計により次のとおり区分するものとする。

評 点 の 合 計	評 価	
80点以上	A	優 秀
75点以上80点未満	B	良 好
65点以上75点未満	C	普 通
50点以上65点未満	D	やや劣る
50点未満	E	劣 る

2 手直し・改修の指示があった場合において、改修が完了したときは、再検査を行うものとする。

る。この場合において、再検査の評定は行わないものとする。

付 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条にただし書を加える改正規定、第 3 条 1 号及び第 2 号の改正規定は、令和 7 年 7 月 30 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要領による改正後の水戸市上下水道局設計業務等成績評定要領第 2 条（ただし書を加える部分を除く。）の規定は、この要領の施行の日以後に執行決定の伺いをする工事に係る設計・監理及び測量・調査業務の業務成績評定について適用し、同日前に執行決定の伺いをする工事に係る設計・監理及び測量・調査業務の業務成績評定については、なお従前の例による。